

回 覧



千代田町女性消防協力会から

住宅用火災警報器設置促進事業のお願い！

10区から17区で**住宅用火災警報器共同購入事業**を実施することになりました。

住宅火災による死者を減らすため、住宅用火災警報器の全住戸設置を目指し、共同購入事業を実施させていただきます。

住宅用火災警報器は新築で平成18年6月1日から、既存住宅は平成20年6月1日から設置が義務付けられています。

住宅火災による死傷者及び火災等による被害を軽減することを目的として実施するものです。

本事業の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。



問い合わせ先

館林地区消防組合 千代田消防署 予防係

電話 0276-86-3202 FAX 0276-86-4810

E-mail chiyoda@fire-tatebayashi.jp

◎ 共同購入のスケジュール

回覧 1

- ・ ① 住宅用火災警報器設置促進事業のお願い（今回）

回覧 2

- ・ ② 住宅用火災警報器の共同購入申込書を11月中旬に回覧しますので、購入希望者は申込書に記入してください。

回覧 3

- ・ ③ 住宅用火災警報器の受渡し方法を1月に回覧します。

受渡し

- ・ ④ 地元集会所等で2月初旬から受渡し開始。
- ・ ⑤ 取付支援サポート（設置困難な方は、消防署・業者等で取付サポートを行います。）

共同購入のメリットは？

- ① 悪質な訪問販売防止となり、心配がなくなります。
- ② 地域全体で購入すると、地域全体の防火対策になります。
- ③ 警報音や音声が同じなので、近所の方に気づいてもらいやすくなります。
- ④ 住宅用火災警報器の交換時期や維持管理もしやすくなります。

住警器設置で 安全な暮らし

